

「菊池市過疎地域持続的発展計画（案）」に対する意見募集について

1 受付期間

令和7年12月10日（水）～令和8年1月9日（金）17時まで（必着）

2 閲覧場所

- (1) 菊池市ホームページ
- (2) 菊池市役所 2階 市長公室
- (3) 菊池市役所 各支所 市民生活課

3 意見の提出方法

氏名（団体の場合は団体名及び代表者名）、住所、電話番号を明記し、次のいずれかの方法により提出してください。また、匿名や電話、口頭による意見は受付できませんのでご注意ください。

- (1) 郵便（〒861-1392 菊池市隈府888番地 菊池市役所 市長公室）
- (2) ファクシミリ（FAX：0968-25-1113）
- (3) 電子メール（Eメール：seisaku@city.kikuchi.lg.jp）
- (4) 持参（菊池市役所 2階 市長公室 又は 各支所 市民生活課）

4 意見書の提出ができる人

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内にある事務所又は事業所に勤務する人
- (4) 市内にある学校に在学する人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められる人

5 提出された意見の取り扱い

市は、提出された意見をもとに検討を行い、必要に応じて計画書（案）に反映します。また、提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方については、ホームページ等で公表します。

なお、このパブリック・コメントにより収集した個人情報については、菊池市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。